

2 補助対象経費早見表

- 活動内容が実施要綱に定める事業内容から妥当と判断でき、社会通念に照らして対外的に合理的な説明ができれば補助対象とできる。
- 個人の利益となるものは補助対象とならない。
- 当該活動を実施する上でその経費が必要なものかどうか妥当性や必要性を個々に判断し、必要やむを得ないものと認める場合は補助対象とできる(金額についても妥当であるか確認が必要)。
- 市町村老人クラブ連合会事業については、下記に注意すること。
 - ・計画書に記載しなかった経費は、実績報告書に計上できないため、注意すること。
 - ・事業終了の段階で、計画額を下回ったからといって無理に使い切ることのないようにすること。(事業実施の見込みが無い状況での支出は、対象外経費となります)

県の予算科目	内容	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
報償費	賞状・賞品等	・トロフィー、楯、賞状 ・入賞賞品(安価で実用性のあるもの(タオル等)で、渡す対象が限定されるもの(上位3位入賞者等)) ・老人クラブ以外の参加者に対しての参加賞(子ども等)(※3)	・参加賞(老人クラブの参加者全員に配布するもの)(※1) ・入賞賞品で換金性の高い賞品(商品券等)(※2)
	謝金	・講師、審判員、記録員に対しての謝礼(右に掲載する者を除く)	・公務員(市町村役場職員(栄養士・保健師等))、県老ク職員に対する謝礼
旅費	旅費	・講師の旅費、職員の随行旅費 ・老人クラブ活動のリーダーを養成する研修への参加旅費	・参加者の旅費(※4)
需用費 (食糧費)	弁当、飲食代 茶菓	・講師・審判員等の弁当・飲料代 ・講師等の茶菓代 ・活動(環境美化活動事業等)における参加者への茶菓代(※6)	・老人クラブ関係者や、一般参加者の弁当代(※5) ・娯楽事業(親睦会等)の飲食費 ・参加者へのお土産
	材料費	・料理教室の材料費(材料費を安く抑える等の努力をすること)(※3)	
需用費	消耗品	・活動に必要な消耗品(花の種、肥料、掃除用品、編み物材料、資料印刷代など) ・感染症対策のためのマスクや消毒液等	
	帽子・ジャンパー	・見守り隊等の活動の際に着用するもの(参加者全員分)(※3) ・イベント(スポーツ大会等)の際に着用するものではあるが、貸与的意味合いを持つもの(※7)	・イベント(スポーツ大会等)の際に着用するもの(参加者全員分)(※7)
	燃料費	・公民館等使用の際の冷暖房費 ・芝刈り機などの燃料代	
備品購入費	物品代	・体力測定機器、ニュースポーツ用品等の備品(皆で使用するもの)	

県の予算科目	内容	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
役務費	送料	・郵送代、切手代	
	保険料 (※8)	・団体単位で加入した、クラブ活動中の対人・対物事故を補償の対象とした損害保険	・会員本人への補償を行う保険料(※10)
	その他	・活動で着用するもののクリーニング代 ・事業周知のための広告掲載料 ・補助対象経費の振込手数料	
委託料	委託料	・各種協会等への運営委託	
負担金	会費		・市老連や県老連等への会費
	参加料		・他の団体が主催するスポーツ大会等イベントの参加料(※9)
使用料 及び賃 借料	使用料	・体育館等の会場使用料、音響設備賃借料、農場使用料	・有料の場合への入場料(美術館、博物館等)、史跡への拝観料(※10)
	賃借料 入場料	・健康づくりのための使用料(パークゴルフ入場料、ボウリングのプレー料)(※11) ・借り上げバス代、レンタカー代	
賃金		・推進員の賃金	
その他			・慶弔費(※9)

〔補助対象、非対象の理由〕

- (※1)個人の利益にかかるもののため補助対象とならない。
- (※2)商品券、ビール券などの賞品は、金品の代替えとの意味合いが強いことから補助対象とならない。
- (※3)活動を実施する上で必要と認める場合は補助対象となる。
- (※4)活動地への移動費(交通費)は、個人の利益になるものであり、参加費の一種であると考えられるため、補助対象とならない。ただし、自家用車に乗り合いした際の燃料代見合い分は補助対象となる。
- (※5)昼をまたぐ活動で社会通念上昼食を用意せざるを得ないような場合については、弁当代も補助対象となる(金額についても妥当であるか確認が必要)。
- (※6)その場で提供されて個人の利益にならず、飲食そのものが目的ではなく、参加者の活動の安全を確保することが目的となっている場合は補助対象となる。
- (※7)全員に配布する場合は個人の利益となり補助対象とならないが、団体の購入し貸与(貸し出し)する場合は補助対象となる。
- (※8)以下の保険は補助対象となる。
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険
- (※9)交付要綱の補助対象経費に含まれていないため補助対象とならない。
- (※10)本人負担とすることが適当である
- (※11)専用の設備が必要で、貸し切りができない会場の使用料は補助対象となる。